

## 企画委員会規程

第1条 「日本農業経済学会会則」第15条に基づき、理事会の下に企画委員会を設ける。

第2条 企画委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 大会シンポジウム、ミニシンポジウム、共催シンポジウム、個別報告及び特別セッションの開催
- (2) 農業経済に関する学術図書の発行
- (3) ポスター賞の選考
- (4) その他、企画委員会の業務に関する事業の実施

第3条 企画委員会の委員は理事の中から若干名を選出し、常務理事会の議を経て会長が承認する。なお、特に必要があると認められる場合は理事以外の会員から委員を選出することができる。委員長は、企画担当副会長が務める。

第4条 委員の任期は2年とする。

第5条 委員会の事務連絡は企画担当常務理事がこれを行う。

第6条 企画委員会は小委員会を設置することができる。

第7条 本規程の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2002年3月30日から施行する。

附則

この規程は2013年3月28日から施行する。

附則

この規程は2016年3月29日から施行する。